

南九州市告示第68号

南九州市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月13日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

南九州市産後ケア事業実施要綱（平成30年南九州市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助産院」を「助産所」に、「行うこと」を「南九州市産後ケア事業」に、「産後における母体の保護及び育児の支援をする」を「母親の産後の心理的・肉体的な負担を軽減し、誰もが安心して子育てができる支援体制を確保する」に改める。

第2条中「有し、次の各号のいずれかの事由に該当するもの」を「有する者で、産後の母子」に改め、同条各号を削る。

第4条中「出産や子育て」を「出産及び子育て」に、「の提供とする」を「を提供する」に改め、同条第2号中「施設利用させ」を「施設を利用させ」に、「及びカウンセリング等」を「、カウンセリング等」に改め、同条第3号中「対象者宅」を「対象者の居宅」に、「専門職」を「専門職員」に、「体力回復」を「体力の回復」に改める。

第5条ただし書中「医師や助産師等」を「医師、助産師等」に改め、「併せて」を削り、同条第1号中「午前0時から午後12時までのうち」を削り、「1日とする」を「1日に換算する」に改め、同条第2号中「利用とする」を「利用とし、利用期間は1日に換算する」に改め、同条ただし書中「受託医療機関等」を「委託医療機関等」に改め、同条第3号中「1日1回以内の利用とし、1回の利用について120分以内とする」を「1日1回とし、120分以内とする。利用期間は1日に換算する」に改め、同条ただし書中「受託医療機関等」を「委託医療機関等」に改める。

第6条第2項中「を受理した」を「の提出があった」に改め、同条第3項中「第1項の」を削る。

第7条第2項中「を受理した」を「の提出があった」に改める。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第11条中「適当」を「、適当」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第5号様式」を「第7号様式」に、「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第14条とする。

第9条第1項中「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第13条とする。
第8条の次に次の4条を加える。

(償還払いによる費用の助成)

第9条 前条の規定により委託医療機関等に支払った利用者負担額（食事代及びおむつ等消耗品代を実費徴収された金額を除く。）を事業の内容にかかわらず1人当たり5日を上限とし、その費用の全額を償還払いにより助成する。

(償還払いの申請)

第10条 償還払いを受けようとする者（以下「償還払い申請者」という。）は、産後ケア事業利用料償還払い申請書兼請求書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 母子健康手帳の産後ケア記録の写し
- (2) 事業に要した費用の領収書の写し

(償還払いの支給決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、速やかに産後ケア事業利用料償還払い支給（不支給）決定通知書（第5号様式）により償還払い申請者に通知するものとする。

(償還払いの変更等)

第12条 市長は、償還払い申請者が虚偽その他不正な行為により償還払いを受けた場合は、当該償還払いの交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による変更又は取消しを行った場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に償還払いをされているときは、市長が期限を別に定めてその返還を命ずるものとする。

別表の1の表中「6,000円」を「5,000円」に改める。

別表の2の表中「3,000円」を「2,000円」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

南九州市長 様

申請者 住 所 南九州市
氏 名
電話番号

産後ケア事業利用申請書

南九州市産後ケア事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、支援のために、私に関する情報について、市町村・委託医療機関等が共有すること及び市が所得状況及び住民基本台帳による世帯状況を調査することに同意します。

申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規利用 () <input type="checkbox"/> 延長利用 ※8日以上 of 市長が認めた利用者			
利用者住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
利用者	(ふりがな) 母の氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日 年 月 日	
	(ふりがな) 子の氏名	() 男・女(第 子) () 男・女(第 子)	生年月日 年 月 日 (月齢 か月)	
利用(予定)委託 医療機関等名				
利用(予定)期間 利用(予定)日数	宿泊型	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
	日帰り型	年 月 日 ~ 年 月 日	合計	
		年 月 日 ~ 年 月 日	日間	
	訪問型	年 月 日 (時 分 ~ 時 分)	合計	日間
		年 月 日 (時 分 ~ 時 分)		
		年 月 日 (時 分 ~ 時 分)		
		年 月 日 (時 分 ~ 時 分)		
年 月 日 (時 分 ~ 時 分)				
年 月 日 (時 分 ~ 時 分)				
申請の理由	<input type="checkbox"/> 自分の体調が優れない (からだの不調) <input type="checkbox"/> 心が不安定だと感じる (心の不調) <input type="checkbox"/> 授乳や沐浴など育児について不安がある (育児の不安) <input type="checkbox"/> パートナーなど家族の支援が得られにくい <input type="checkbox"/> 出産した医療機関等から利用を勧められた <input type="checkbox"/> その他 ()			
世帯の区分	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税世帯			

注 この申請書を提出する場合は、母子健康手帳を持参してください。

様

南九州市長

産後ケア事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった南九州市産後ケア事業の利用（利用期間の延長）については、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

申請の種類		<input type="checkbox"/> 新規利用 <input type="checkbox"/> 延長利用		
利用者	母の氏名			
	子の氏名			
委託医療機関等	名称			
	所在地			
	連絡先			
事業利用可能期間		年 月 日～	年 月 日（1歳誕生日の前日まで）	
利用者負担額		宿泊型	1日当たり 円	
		日帰り型	1日当たり 円	
		訪問型	1日当たり 円	
利用内容	宿泊型	年 月 日～ 年 月 日（日間）		
	日帰り型	年 月 日～ 年 月 日	合計	
		年 月 日～ 年 月 日	日間	
	訪問型	年 月 日訪問時間（～）	合計	日間
		年 月 日訪問時間（～）		
		年 月 日訪問時間（～）		
		年 月 日訪問時間（～）		
		年 月 日訪問時間（～）		
年 月 日訪問時間（～）				
却下の場合その理由				
備考				

注 利用の際は、委託医療機関等に母子健康手帳を持参してください。

第 6 号様式中「第10条関係」を「第14条関係」に、「産後ケア事業を」を「南九州市産後ケア事業を」に改め、同様式を第 8 号様式とする。

第 5 号様式中「第10条関係」を「第14条関係」に、「産後ケア事業について」を「南九州市産後ケア事業について」に改め、同様式を第 7 号様式とする。

第 4 号様式中「第 9 条関係」を「第13条関係」に、「産後ケア事業について」を「南九州市産後ケア事業について」に改め、同様式を第 6 号様式とする。

第 3 号様式中「産後ケアの」を「南九州市産後ケア事業の」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加える。

南九州市長 様

住所
氏名

産後ケア事業利用料償還払い申請書兼請求書

南九州市産後ケア事業の利用料償還払いの支給を受けたいので、南九州市産後ケア事業実施要綱第10条の規定により以下のとおり申請し、及び請求します。

1 申請者（請求者）

フリガナ 産婦氏名	<input type="checkbox"/> 上記と同じ	生年月日	年 月 日
住 所	<input type="checkbox"/> 上記と同じ	電話番号	
申請内容 <small>（申請は両方合わせて5日分まで）</small>	宿泊型	年 月 日～ 年 月 日 1日当たり（ ）円×（ ）日分	
	日帰り型	年 月 日～ 年 月 日 1日当たり（ ）円×（ ）日分	
申請額（請求額）	金 円		
支給決定額※市記入欄	金 円		

2 口座情報（産婦の口座）

- 妊婦支援給付金で登録している口座でよい。
上記とは別の口座を希望

振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

（確認書類）

- 母子健康手帳の産後ケア記録の写し
産後ケア事業に要した費用の領収書の写し
産婦の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

南九州市長

産後ケア事業利用料償還払い支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南九州市産後ケア事業利用料償還払いについては、南九州市産後ケア事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

支給を決定します。

支給決定額 金 円

支給しないことを決定します。

不支給の理由

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。